

DU WATCH

劣化ウラン研究会ニュースレター 第26号 (2011/3)

----- [はじめに] -----

劣化ウラン研究会は去る2010年12月11日に、たんぽぽ舎において総会を開催し、あわせて記念講演を行いました。そのうち後半の講演について、下記のとおり報告をいたします。

イラクにおける劣化ウラン被害

佐藤真紀さん (日本イラク医療支援ネットワーク・JIM NET)

--- JIM NETの佐藤真紀さんの講演を中心に報告 ---

倉島 純子 (劣化ウラン研究会)

佐藤さんは今のバグダッドの様子を動画で説明しながら、イラクにおける医療支援の現状、問題点などを話されました。

要旨は「元々イラクは、周辺国の中では医療技術の進んだ国であったが、イラク戦争で多くの病院が破壊されたばかりか医療技術者が多数殺害され、増え続けるガン患者への対応にも苦慮している。」

「医師が居ても高度医療機器を取り扱う技術者が居ないため、せっかく日本から送った機器が病院の片隅に放置されている現状・・・また、イラクの学校では30日の欠席で学年が留年してしまうため小児のガン治療のプロトコール (一定期間タイミングよく薬を投与する治療) が難しい。」

現地でまだできない事は二つあり、それは骨髄移植と放射線治療であるなど、イラクの医療現場の受けたダメージは想

像以上で、抱える問題も大きい事が示されました。

佐藤さんはJIM NETのバレンタインチョコを当日25個持参されましたが完売したお礼をブログでも述べておられました。

当日は最近、ロビー活動の意義を訴えている望田優子さん、ICBUWの振津かつみさんも来られ、振津さんからは広島、長崎があつて、核兵器の禁止と被害者支援がある、日本の特徴を生かした運動を、との発言もありました。

今後は、各会の総会の折にアピールをしたり、団体同士の協力が益々大切になってくると思います。

国連総会は国連総会第 63 会期の 54 決議第二項により、加盟各国と関連する国際機関、とりわけまだ見解を明らかにしていない国に対して、「劣化ウランを含む武器・砲弾使用の影響に関する各々の見解」について事務総長に報告するよう求め、国連総会第 65 会期にその報告書を提出するよう事務総長に求めました。

2010 年 2 月 9 日に加盟各国に加え、IAEA、WHO から回答が提出され、さらにドイツ、モーリシャス及び国連環境計画から追加報告書が提出されました。前号に引き続き、3つの国連機関の見解を紹介します。

劣化ウラン研究会 山崎久隆

3 国際連合機構組織及び 機関からの報告

国際原子力機関（IAEA）

[原典：英語]

[2010年6月15日]

1. 劣化ウラン（DU）はウラン濃縮過程の副産物の 1 つであって、全ての他のウラン化合物と同様に化学毒性及び放射性毒性の両方を持っています。劣化ウランは天然ウランに対して 60 パーセントの放射性を有しています。劣化ウランは同じ化学的性質を持っており物理的性質は天然ウランと同様です。人に対するウランの有毒性は化学毒性が支配的です。しかしながら、特別な状況下において劣化ウランを吸引するか摂取したか、あるいは破片を身体に接触させていたような場合は、その放射線被曝の影響を評価することが必要です。

2. バルカンおよび中東における戦闘で、通常の対戦車兵器により劣化ウランが使用された後に、地元住民の健康に関して劣化ウラン残留物が引き起こす可能性がある影響に関して疑問が生じました。国際連合機構の努力の一部として、国家の

軍事衝突における劣化ウラン弾の使用について評価を要請する国について、放射線防護に関する安全基準を確立し、その応用基準を提供する唯一の法的機能を有する国際原子力機関は、評価活動に従事してきました。

3. 劣化ウラン兵器の使用による環境及び健康影響について、多くの評価が国家と国際機関によって行なわれました。国際原子力機関は多くの場所で国連環境計画、世界保健機構と共にボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア・モンテネグロ、コソボ、クウェート、イラク、レバノンといった地域での国際的な評価に参加しました。これらの研究において放射線に関する枠組みは「電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準」によるものであり、その手法は一般的にはサンプリング調査、認められた国際研究機関での分析、そして国際的な放射線専門家による評価に基づきます。

4. これらのアセスメントの目的は、劣化ウランの残留物が拡散した可能性のある特定の場所で、包括的な調査を基礎として、劣化ウランの有毒性と対放射能安全対策について結論を引き出して、住民

と環境への危険を緩和するための勧告を作ることでした。これらの研究は、戦闘の後に軍事行動により引き起こされた非戦闘員である住民と環境に対しての危険性に対処することに限られました。調査結果と結論は、将来的に、アセスメントの時点でそして、可能な以下のある特定の土地に関して正当です。国際原子力機関が戦闘時点での兵士あるいは住民について、劣化ウラン弾の影響を評価しませんでした。

5. 一般的に、これらのアセスメントの結果に関して、環境中に拡散した劣化ウラン残留物の存在は、区域の住民に放射線被曝の危険をもたらさないことを示しました。劣化ウラン残留物の曝露による推定放射線被曝線量はとても小さいので、ほとんど放射線を懸念する必要はないでしょう。残留物が存在するエリアの年間被曝線量は是正措置が必要であるかどうかを判定するために国際原子力機関が放射線の規準として勧告したレベルよりも遙かに低く、天然放射線源から受けるものよりも十分少ない、数マイクロシーベルトの水準でしょう。

6. 原形をとどめた劣化ウラン弾あるいは破片は、過去の戦争において劣化ウラン兵器が使われた若干の場所で発見されるでしょう。これらの劣化ウラン残留物を長時間持っている場合、皮膚の接触では放射線への重大な被曝をもたらす可能性のある唯一の経路です。これらの断片が存在するエリアへの接近が限定されているならば、一般人（公衆）が残留物に接近し接触する可能性は少ない。各国当局者には、劣化ウラン弾あるいは破片及びそれにより破壊された残骸や戦争に使

用された残留物を収集すべきと勧告し、低レベル放射性廃棄物が安全に最終処分されるまでは、適切な場所で一般人（公衆）から隔離するように勧告します。汚されていない土壌でそのエリアを覆うような若干の環境是正措置が、土地の使用に依存するが、環境除染作業も有効でしょう。

7. 2010年に国際原子力機関は「イラク南部特定地域における劣化ウラン残留物による放射能汚染状況」を公表しました。国際原子力機関が国連環境計画とイラク環境省の放射線防護センター（RPC）の協力のもとに、環境中に拡散した劣化ウランの放射線量を調べたもので、調査された4つの場所では放射線レベルは地域住民にとって危険ではないということが結論づけられています。同じく報告書では地域に遺棄されている軍用車両や装甲、劣化ウランを含む戦車など戦争の残骸金属を再利用する際に発見される劣化ウランの断片について安全な管理を勧告します。

8. 国際原子力機関の調査結果により、汚染された地域のある国の当局は、劣化ウランについて必要なモニタリング、調査と計測、復旧活動などを実施するために権限と装備を準備すべきです。これは調査研究対象の全てにおいて実際に認められました。

9. 国際原子力機関は、国連環境計画や世界保健機構と共に、加盟各国の要請に応じて、劣化ウラン残留物による一般人（公衆）への紛争後の放射線の危険と地域の汚染による環境影響評価をおこないました。国際原子力機関が一般に放射線の危険性は重要ではなく、各国の当局に

より行なわれる単純な対応策によってコントロール可能であると結論づけました。同様に社会的、経済的混乱が高い紛争後の環境で、劣化ウラン残留物の存在にさらにリンクされた照射恐怖が住民の不安を増大させていることが観察されました。関係国の多くで放射線評価の結果有意な影響は低いとする調査結果により、公衆の安心に基準を提供しました。

世界保健機関（WHO）

[原典：英語]

[2010年6月5日]

1. 世界保健機構は国連環境計画と、例えばボスニアやクウェートのような紛争後の地域における劣化ウランの影響について国際原子力機関と共に劣化ウラン問題について協力してきました。国際機関による以前の調査は、劣化ウランの環境及び健康への影響に焦点を合わせてきました。劣化ウランがウランのバックグラウンドレベルを超える濃度で存在する土壌が軍事行動により、劣化ウラン榴散弾あるいは残留した戦車の残骸周辺地域から報告されていました。時間とともに劣化ウランの密集は風雨によってより広範囲の自然環境中に拡散します。影響を受けるエリアに住んでいたり、あるいは働いていたりする人々が、再度浮遊した汚染粉じんを吸い込むかもしれません。

2. 2005～2006年にイラク政府機関の要請で国連環境計画の主導による、イラクの専門家のためのキャパシティ・ビルディングに世界保健機構は参加しました。これは環境中の劣化ウラン被曝に関するアセスメントと管理についてアンマンとジュネーブで行なわれる訓練と、

ワークショップを含めたものでした。（国連環境計画・イラクにおける劣化ウランのアセスメントに関するキャパシティ・ビルディング技術報告書（ジュネーブ、2007年参照）

3. これまでの10年間にわたって、世界保健機関は紛争後の地域で環境中の劣化ウランからの被曝による健康への影響調査に関して包括的な情報素材を開発しました。劣化ウラン汚染源に対して、国連合同医療スタッフと共同して、医師や政策策定者向けに手引きが作成されました。また、世界保健機構は「劣化ウラン汚染源、被曝及び健康への影響」という報告書を2001年に作成しました。

4. 2001年報告の改訂版として種々の劣化ウラン曝露状況の健康に対する危険について最も最近の科学証拠を見直す作業が2008～2009年の2年にわたって行なわれました。この材料は現在、発表前の見直し段階にあります。最近の疫学研究でも劣化ウラン曝露による健康への影響に関して新しい証拠は提示されていません。

国連環境計画（UNEP）

[原典：英語]

[2010年7月21日]

1. 劣化ウランはウラン濃縮の主な副産物であり、化学的毒性と放射性毒性により有毒な重金属です。それは、天然ウランの放射線量のおよそ60パーセントにあたり、低い線量です。この高密度金属は貫通体や装甲車両の装甲板として使用されています。劣化ウラン曝露に起因する健康への影響は、粒子の直径、化学形

態と溶解性などの性質、照射の経路と曝露規模に依存します。劣化ウラン兵器が使われた場所に、貫通体、貫通体破片と被覆あるいは弾筒などが地表に発見されるか、あるいはさまざまな深さに侵入することがあり得ます。劣化ウラン残留物から空気、土壌、水と植生の汚染により潜在的に汚染を引き起こします。

2. 劣化ウランによる潜在的な環境汚染を評価し対処するために、1990年代の軍事衝突以後、国連環境計画はバルカンの劣化ウラン弾が使用された地域において、一連の環境アセスメントを実施しました。2000年から2003年までに、コソボ、セルビア・モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナで3つの調査を行いました。

3. 国際原子力機関、世界保健機構との密接な協力のもとで調査が行われ、放射線量測定は全てIAEAが行い、WHOは劣化ウランの毒性の計算を担当しました。

4. 主要な科学的結論は、この3つの評価において整合しました。劣化ウランが使用された地域での調査は、広範に劣化ウランに汚染された地域でさえ、総放射線量は低く、国際基準の許容範囲内であり、粉じんによる毒性、あるいは水汚染の毒性も、短期的な危険性は認められないことがわかりました。しかしながら、特に劣化ウランの長期的な環境への影響、主に地下水汚染による長期的影響については科学的には不確定性があります。これらの科学的な不確定性のために、国連環境計画は劣化ウランの使用に対し予防的アプローチを求め、汚染地域の除染を行うよう勧告します。

そして多くの一般市民に対する注意喚起と将来にわたる監視も行うよう求めます。

5. 評価活動に加え、国連環境計画の専門家は、公的に要請があった国に対してキャパシティ・ビルディング（能力養成）も行っています。2005年～2007年には、イラク政府の要請に応じて、イラクの専門家に対して、アンマンとジュネーヴで劣化ウランからの曝露の評価と管理についてのキャパシティ・ビルディング訓練を行いました。関連して、イラク環境省放射線防護センターのスタッフに、劣化ウランに汚染された地域の評価や、危険性の除去と除染に関するプログラムや政策立案のための訓練を行いました。事務局には適切な放射能汚染地域の計測法や、安全装備を提供し、その使用法の訓練をしました。さらに国連環境計画は、1991年の湾岸戦争からの極めて重要なデータ、2003年に始まる戦闘の科学的データも含め、全ての利用可能な情報を構造化データベースとしました。このデータベースは、イラクの政策立案当局に、土地の使用計画や劣化ウランの除染作業を優先して実施するための道具として供給されました。

6. 国連環境計画は、2001年の最初の報告書公表以来、行ってきた評価やキャパシティ・ビルディングにより得られた知識が、戦闘時の劣化ウラン使用による空気、土壌、水、植物への汚染に関する潜在的危険性に取り組む国々の助けとなることを希望しており、要請に応じてさらなる支援を提供する準備があります。

第三回 国会議員劣化ウラン学習会

前号でお伝えしましたとおり、国会議員の皆さんが取り組んでいる、超党派議員の呼びかけによる「劣化ウラン兵器禁止」に関する議員勉強会が5回を数えています。そのうちの第三回目のもようを、紹介します。

2010年11月12日に、国会議員による第三回「劣化ウラン弾禁止」勉強会が開催されました。超党派の議員が呼びかけ、第三回の勉強会は、同兵器が使用された現場に何度も足を運んでいるフォトジャーナリストの豊田直巳氏による現状報告と、ニューヨークで今回の決議をめぐり、各国代表とそれぞれの動き等について面談したNGO「ウラン兵器禁止を求める国際連合」(ICBUW) 振津運営委員からの報告をもとに、議論がなされました。(中略)

Q: 広島、長崎では、因果関係がいわれているのに、どうして因果関係がはっきりしないのか

A: 広島、長崎では、アメリカ軍がデータを集めるために被爆者の疫学調査を行った。広島・長崎でも被曝後20年の時点で「統計的に優位な影響」が認められたのは、白血病と甲状腺がんだけだった。劣化ウランに関しては、これからわかってくるのでは。広島、長崎からの教訓は、多くの方が亡くなってから「因果関係」が認められても意味がないということ。劣化ウランの危険性は動物実験ですでに危険性が明らかになっている。予防原則から劣化ウラン兵器を禁止にするよう求めていく必要がある。

Q: 状況証拠があるにもかかわらず、証明されていない。サンプル数が少ないのか、どのレベルまで証明できればいいのか?

A: 原爆症認定訴訟がようやく結審になった。日本では、今も続いている。イラクの場合も、証明よりも、患者を救済しなければいけない。まず、救済することで、いろんな事がわかってくるのではないか。どのレベルで認めるかということは、劣化ウランの危険性が、人間でなくても動物実験などの基礎科学で証明できれば、禁止しなければいけない。

Q: イギリスやアメリカでは、決議には反対しているが、軍が安全情報カードを配っていたりという話があった。国内的には、どこまで危険

度が認知されているのか、兵士が軍を訴えた裁判などはどうなっているか

A: 裁判に関しては、アメリカの場合は、裁判そのものが頓挫している。イタリアでは、ガンの因果関係はわからないが、軍は補償すべきという判決が出ている。

アメリカは、劣化ウランに関して、WHOの報告を引用し、大量に吸い込んだ場合の健康被害、長時間ふれた場合の健康被害の可能性は認めている。ただし、健康に影響のない範囲でイラクで使用したという説明。クウェートなども、やはりWHOの報告を引用し、パンフレットを作成。軍人や、民間人にも注意を訴えている。また、アメリカ軍と合同で2003年のイラク戦争後の劣化ウラン弾で破壊された戦車の一部を回収し、除去作業を行った。

イラク政府は、人権省が、劣化ウラン使用に関してアメリカを訴追するとの報道が現地新聞に出ていた。今のイラクは、選挙後首相がまだ決まらない状況なので、今後この話がどうなるかわからない。イラクでは劣化ウラン弾の記事が現地新聞などに結構出ているので、JIM-NETでサマリーをまとめる予定。

ニュースクリップ

ウィキリークスに暴かれた ベルギーの劣化ウラン禁止法 に対する米国の妨害

ウィキリークスにより、米国の違法行為が暴かれた。

ブリュッセルにある米大使館が発信した電文（2007年）によると、米国政府はベルギーが制定した「劣化ウラン禁止法」に怒り、この法律によればできないはずの「劣化ウラン兵器の輸送」（トランジット）を認めるようベルギー政府に圧力をかけていたことが明らかになった。

ベルギーの禁止法は劣化ウラン兵器の製造、保有、配備、使用はもとより、国内での貯蔵、移動なども禁止している。従って、米軍といえども法に従うならばベルギー内を通過するような劣化ウラン兵器の移動は出来ない。

しかし米国大使館は法案提案者で与党連合の院内総務でもあるファン・デア・メレン議員（フラマン系社会党）とステフ・ゴリス防衛委員長に対して圧力をかけ、ベルギーの劣化ウラン禁止法について「象徴的なもの」であるとする見解を引き出し、「米国の権益は守ることに成功した」などと書いている。

禁止法を制定をしたとしても「米軍の活動にはいささかも影響を与えない」として、アントワープ港からアフガニスタン向けに劣化ウラン兵器を輸送する際に「障害にならない」などとしている。

このことがウィキリークスにより明るみに出たとしても、それによりベルギーの「劣化ウラン禁止法（兵器規制法）」の価値が減るわけではない。むしろ、世界の劣化ウラン禁止を目指す人々からは、

米国の行動に対する批判と怒りが集まり、むしろこのような立法行為を鼓舞することになるだろう。

ベルギーの禁止法が定めるもう一つの規定は、「象徴的なもの」とはいえないだろう。劣化ウラン兵器を製造する企業に出資を禁じた条項は、劣化ウラン兵器産業にとっては確かな痛手となる。

米国のベルギーへの妨害はこれに始まったことではない。ベルギーで1993年に施行された「普遍的正義法」は、2003年までの間は外国人を告訴することを容認していたため、「外国人が外国人首脳を告発する」ことも可能だった。そこでブッシュ大統領やラムズフェルドシャロン・イスラエル首相などが人道に対する罪などで告訴された。これに対して米国は非常な圧力をかけたことがウィキリークスで明らかになっている。いわく「NATO軍司令部をベルギーから移す」「国のステータスを奪う」などとラムズフェルド国防長官が圧力をかけていたのだ。このため、2003年に法律は廃止されてしまう。

劣化ウラン禁止法も同様の経過を辿る恐れがあった。しかし「どうあろうとも」法律は全会一致で制定された。このことはおそらく日本にとっても重要なことだ。ベルギーの劣化ウラン禁止法はいわばベルギー版非核三原則である。日本の非核三原則は密約により一度は踏みにじられた。しかし今度は劣化ウラン兵器禁止法が、米国から劣化ウラン兵器を「取り上げる」ためのツールとなる。

本の紹介

世界は変えられる

J C J 日本ジャーナリスト会議

市民メディア賞受賞

TUPが伝えるイラク戦争の「真実」と「非戦」

TUP: Translators United for Peace

(平和をめざす翻訳者たち)

定価 1800 円 + 税 四六判 上製 240 ページ

ISBN4-8228-0480-1

世界は変えられる II

— 戦争の被害者って? 加害者って? —

TUP: Translators United for Peace

(平和をめざす翻訳家たち)

定価 1800 円 + 税 四六判 上製 288 ページ

ISBN4-8228-0489-5

イラク占領と核汚染

森住 卓 = 写真・文

A5・160 ページ (写真 96 ページ / 本文 64 ページ)

2005 年 8 月 6 日発行

本体価格 2000 円 ISBN4-87498-347-2

米英軍のイラク攻撃は、イラクの人々に何を
もたらしたのか!? イラク戦争開戦前夜から占
領下を含め通算八回、イラク各地を取材。

軍事占領と劣化ウラン弾、イエローケーキな
どによる放射能に苦しむ人々の姿を、鮮烈な写
真と文章で伝えるフォトドキュメント!

<http://www.morizumi-pj.com/>

「放射能兵器・劣化ウラン — 核の戦場・ウラン汚染地帯」

劣化ウラン研究会編、技術と人間社 発行

2003 年 3 月 定価 2500 円

「ボクは死ぬんだ。死んでしまうのだ。」イラクの小児
病棟では連日、血を吐きながら子どもたちが死んで
ゆく。劣化ウランは史上最悪の大量殺りく兵器であ
る。この兵器を使用しているかぎり、人類だけでなく、
地球上の生きとし生けるものに未来はない!

< 主要目次 >

第 1 章 危険な劣化ウラン弾

第 2 章 劣化ウランの軍事転用

第 3 章 核燃料サイクルと劣化ウラン

第 4 章 身近にあらわれる劣化ウラン

第 5 章 劣化ウランおよび劣化ウラン兵器 廃絶運
動

< 著者紹介 > (50 音順)

伊藤政子 アラブの子どもとなかよくする会代表

新倉修 青山学院大学法学部教授

野村修身 電磁波問題市民研究会代表

藤田祐幸 慶応義塾大学物理学教室助教授

森住卓 フォトジャーナリスト

矢ヶ崎克馬 琉球大学理学部教授

山崎久隆 劣化ウラン研究会代表

取り扱い はたんぼぼ舎まで

劣化ウラン兵器を

造らせない 持たせない 使わせない

劣化ウラン研究会

〒161-0061 東京都千代田区三崎町 2-6-2

ダイナミックビル 5F たんぼぼ舎内

TEL: 03-3238-9035 (たんぼぼ舎)

E-mail: vfa01742@yahoo.co.jp (山崎) URL: <http://www.jca.apc.org/DUCJ/>

入会方法: 通信欄に住所・氏名・電話番号・Eメールアドレスを明記して、
年会費 (個人 2000 円・団体 4000 円) を下記口座へお振込みください。

郵便振替口座 00100-2-155130 劣化ウラン研究会